

第 1 号議案

役員改選について

役員任期満了による役員の改選となります。霧ヶ峰自然環境保全協議会規約第 8 条では再任を妨げないと規定されており、事務局としては土田座長の再任を提案します。

また、本案が承認された場合は、規約第 6 条により土田座長が副座長を指名します。

(役員改選案)

役員名	氏名	任期
座長	土田 勝義	令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日

以前の任期は 11 月始まりとなっていましたが、今期より年度と合わせた 4 月始まりに変更します。